

募集要項（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------------------------|---|---|
| 1 | P. 24 添付資料 | 土木建築企業、機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し | 機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し |
| 2 | P. 34 9. 6 イ) | 本市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた 請負代金額をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15 を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。 | 本市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた 請負代金額をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15 を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。 |
| 3 | P. 34 9. 6 【参考：請負代金の変更方法】 | 【参考：オ）、カ）の場合の請負代金の変更方法】 | 【参考：請負代金の変更方法】 |

要求水準書（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------------------------|--|---|
| 1 | P.10 表1.2 原水引渡し条件 | 原水水質引渡し条件 亜硝酸態窒素 0.04以下 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 4.0以下 カルシウム、マグネシウム等（硬度） 90以下 蒸発残留物 180以下 | 原水水質引渡し条件 亜硝酸態窒素 0.08以下 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 7.4以下 カルシウム、マグネシウム等（硬度） 161以下 蒸発残留物 341.4以下 |
| 2 | P.13 表1.6 浄水の水質条件（若木浄水場） | 浄水水質条件 亜硝酸態窒素 0.04以下 | 浄水水質条件 亜硝酸態窒素 0.008以下 |
| 3 | P.15 表1.8 浄水の水質条件（羽川西浄水場） | 浄水水質条件 亜硝酸態窒素 0.04以下 | 浄水水質条件 亜硝酸態窒素 0.008以下 |
| 4 | P.31 ウ）（1）（ウ） | 排水池汚泥掻寄機を撤去すること。 | 濃縮槽に設置してある掻寄機を撤去すること。 |

提出書類作成要領及び様式集（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------------|---|---|
| 1 | P.1 | ファイルの表紙には応募者名又は応募グループ名及び事業名を表記のうえ、正本 2部 及び正本の電子ファイルデータ（PDF）を格納したCD-R（又はDVD-R）1枚を提出すること。 | ファイルの表紙には応募者名又は応募グループ名（ただし 副本の表紙は別途、本市が指定する名称を記載すること ）及び事業名を表記のうえ、正本1部・副本1部及び正本・副本の電子ファイルデータ（PDF）を格納したCD-R（又はDVD-R）1枚を提出すること。なお、 副本のPDFについてはしおりを設けた上で、文字検索が可能なものとする こと。 |
| 2 | P.2 1）、様式I-1 | 土木建築企業、機械設備企業及び電気設備企業 において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し | 機械設備企業及び電気設備企業において、工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し |
| 3 | P.4 3) サ) | 副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること。 ただし、副本の表紙は別途、本市が指定する名称を記載すること。 | 副本は、応募者名や構成企業名が特定されないように、アルファベット（A、B、C…）に置き換えるとともに、これにより難い書類については名称・マーク等の記載を削除又は黒塗りとすること。 |
| 4 | 様式III-4-⑤ 表 | 1年目・・・ 13 年目 | 1年目・・・20年目 |
| 5 | 様式III-4-⑤ 表 | 令和 4 年度・・・令和 16 年度 | 令和10年度・・・令和29年度 |
| 6 | 様式V-1-1 | 添付資料は「様式 VI -表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。 | 添付資料は「様式 IV -表紙」を表紙とし、他の様式とまとめること。 |
| 7 | 修繕リスト（計装設備） | 様式V-3-3- ③ | 様式V-3-3-② |
| 8 | 修繕リスト（監視設備） | 様式V-3-3- ④ | 様式V-3-3-② |
| 9 | 様式VI-2 No.182 | 排水池汚泥 搔寄機を撤去すること。 | 濃縮槽に設置してある搔寄機を撤去すること。 |

基本協定書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------|---|---|
| 1 | P.1 タイトル | 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 基本協定書（案） | 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 事業 基本協定書（案） |
| 2 | 第2条(2) | 発注者は、受注者に若木浄水場等の 維持管理業務（以下「維持管理業務」といい、維持管理業務の対象となる施設を「維持管理対象施設」という。） を委託し、 当該施設 の適切な維持管理業務を行わせる。 | 発注者は、受注者に若木浄水場等（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）を委託し、本施設の適切な維持管理業務を行わせる。 |
| 3 | 第3条第2項 | 受注者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募型プロポーザル手続における発注者 並びに 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。 | 受注者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の公募型プロポーザル手続における発注者 及び 若木浄水場等更新整備及び維持管理事業事業者選定審査委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。 |
| 4 | 第6条第1項 | 本事業に関し、受注者は、 受注者の各構成企業に、それぞれが 担当する業務を実施させるものとする。 | 本事業に関し、受注者は、各構成企業の担当する業務を実施させるものとする。 |
| 5 | 第6条第2項 | 受注者の 各構成企業 は、自己が実施を担当する業務を誠実に遂行するものとする。 | 受注者は、自己が実施を担当する業務を誠実に遂行するものとする。 |
| 6 | 第7条第1項 | 受注者の 各構成企業 は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力しなければならない。 | 受注者は、構成企業の種別を問わず、本事業の全部につき、その円滑な実施のため、相互に誠実に協力しなければならない。 |
| 7 | 第10条第1項 | 発注者及び受注者のいずれにも責めなくして 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。 | 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。 |

基本協定書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|---|--|
| 8 | 第10条第2項 | 発注者又は受注者の責めにより事業契約の締結に至らなかった場合には、責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。損害賠償金については、発注者及び受注者の両者の協議によって定める。 | 前項の場合以外の場合、事業契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。違約金については、発注者及び受注者の両者の協議によって定める。 |
| 9 | 第11条第2項（3） | 相手方に対する開示の後に、当該相手方の責に帰すことのできない事由により公知となった情報 | 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報 |
| 10 | 第11条第2項（4） | 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報 | 追加 |
| 11 | 第11条第2項（5） | 開示の前後を問わず独自に開発したことを証明する情報 | 追加 |
| 12 | 第11条第2項（6） | （6） 発注者及び受注者が、本協定に基づき秘密保持義務の対象としない旨を書面により合意した情報 | （4） 発注者及び受注者が、本協定に基づき秘密保持義務の対象としない旨を書面により合意した情報 |
| 13 | 第11条第3項（6） | 発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合。ただし、この場合、発注者は、発注者が負う秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者と連帯して受注者に責任を負うものとする。 | 発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合。 |

基本協定書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-------------|--|---|
| 14 | 第12条第1項(1)ア | 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約又は請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき | 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時委託契約又は請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき |
| 15 | 第15条第1項 | 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 | 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、発注者の業務場所を管轄する地方裁判所とする。 |

基本契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|---|
| 1 | 第7条第1項 | 本基本契約に基づいて締結する 設計建設業務請負契約及び維持管理業務委託契約（以下総称して「事業契約」という。） の契約金額の合計は、金〔〇〇〇〇〕円に消費税及び地方消費税の額を加えた額であり、その内訳は次に示すとおりである。 | 本基本契約に基づいて締結する事業契約の契約金額の合計は、金〔〇〇〇〇〕円に消費税及び地方消費税の額を加えた額であり、その内訳は次に示すとおりである。 |
| 2 | 第9条第3項 | 請負代金は、設計建設業務請負契約の 規定に基づき、支払われる ものとする。 | 請負代金は、設計建設業務請負契約において、定めるものとする。 |
| 3 | 第9条第5項 | 整備対象 施設の設計建設業務の詳細は、設計建設業務請負契約によるものとする。 | 本施設の設計建設業務の詳細は、設計建設業務請負契約によるものとする。 |
| 4 | 第11条第1項 | 受注者は、 本事業 の実施にあたり、統括責任者1名を配置しなければならない。統括責任者は、設計建設から維持管理に至る本事業全体を総合的に調整・管理するものとする。 | 受注者は、本件業務の実施にあたり、統括責任者1名を配置しなければならない。統括責任者は、設計建設から維持管理に至る本事業全体を総合的に調整・管理するものとする。 |
| 5 | 第12条第1項 | 設計建設業務請負契約第60条 及び第73条第1項 の規定にもかかわらず、同契約第45条の規定による引渡しを受けた日から10年を経過するまでの期間中に 整備対象施設 について要求水準書に規定された要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した場合（ 整備対象施設 の契約不適合に基づく要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した場合を含む。）には、受注者は、維持管理業務委託契約第22条及び第29条に基づいて負担する改善義務並びに第48条に基づき負担する 損害賠償義務 について、連帯してこれを負担する。 | 設計建設業務請負契約第60条の規定にもかかわらず、同契約第45条の規定による引渡しを受けた日から10年を経過するまでの期間中に本施設について要求水準書に規定された要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した場合（本施設の契約不適合に基づく要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した場合を含む。）には、受注者は、維持管理業務委託契約第22条及び第29条に基づいて負担する改善義務並びに第45条に基づき負担する債務について、連帯してこれを負担する。 |

基本契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|---|--|
| 6 | 第12条第2項 | 受注者は、 整備対象施設 について要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した原因が、 整備対象施設 の契約不適合によるのか又は受注者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。 | 受注者は、本施設について要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は受注者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。 |
| 7 | 第12条第3項 | 整備対象施設 について要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した原因が、 整備対象施設 の運営開始日後に発生した不可抗力（ 整備対象施設 の契約不適合は含まれない。）又は受注者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計建設業務請負契約又は維持管理業務委託契約の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、受注者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。 | 本施設について要求水準を満たしていないと発注者が合理的に判断した原因が、本施設の運営開始日後に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は受注者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計建設業務請負契約又は維持管理業務委託契約の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、受注者が明らかにした場合には、第1項の規定は適用しない。 |
| 8 | 第15条第2項（3） | 相手方に対する開示の後に、 当該相手方の責 に帰すことのできない事由により、公知となった情報 | 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報 |
| 9 | 第15条第2項（4） | （4）開示を受けた後に第三者から秘密義務を負うことなく適法に取得した情報 | 追加 |
| 10 | 第15条第2項（5） | （5）開示の前後を問わず独自に開発したことを証明しうる情報 | 追加 |
| 11 | 第15条第2項（6） | （6）発注者及び受注者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報 | （4） 発注者及び受注者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報 |

基本契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|---|---|
| 12 | 第15条第3項（6） | 発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合。ただし、この場合、発注者は、発注者が負う秘密保持義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者と連帯して受注者に責任を負うものとする。 | 発注者が、維持管理業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合 |
| 13 | 第16条 タイトル | （本基本契約の有効期間） | （本契約の有効期間） |
| 14 | 第16条第2項 | 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、本基本契約の有効期間満了前に本基本契約に基づき生じた未履行の義務については、本基本契約の有効期間満了後においても履行する義務を負う。 | 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、本契約の有効期間満了前に本契約に基づき生じた未履行の義務については、本契約の有効期間満了後においても履行する義務を負う。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------|---|---|
| 1 | 契約書冒頭結語 | 上記の 工事 について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 | 上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 |
| 2 | (目的) | 本契約は、小山市（以下「発注者」という。）が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における基本協定書及び基本契約書に基づき、【※ ここで設計建設JVの代表企業及び各構成企業を列举する】（以下、 総称して 「受注者」という。）が行う本業務に必要とされる事項を定める。 | 本契約は、小山市（以下「発注者」という。）が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における基本協定書及び基本契約書に基づき、【※ ここで設計建設JVの代表企業及び各構成企業を列举する】（以下、「受注者」という。）受注者が行う本業務に必要とされる事項を定める。 |
| 3 | 用語の定義（2） | 「本契約」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書（以下「 本契約書 」という。）並びに 募集要項等及び提案書を内容とする工事の請負契約 をいう。 | 「本契約」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書をいう。 |
| 4 | 用語の定義（3） | 「 整備対象施設 」とは、 本契約に基づき受注者が業務場所に設置 する施設、設備、備品等のすべてをいう。 | 「本施設」とは、本契約に基づき受注者が工事場所に建設する施設、設備、備品等のすべてをいう。 |
| 5 | 用語の定義（4） | 「建設」とは、 整備対象 施設の建設及び関連する既存施設の撤去又は移設、既存施設の継続利用に必要な改良や改修等をいう。 | 「建設」とは、本施設の建設及び関連する既存施設の撤去又は移設、既存施設の継続利用に必要な改良や改修等をいう。 |
| 6 | 用語の定義（5） | 「施工方法等」とは、調査、設計、仮設、施工方法その他 整備対象施設 を完成するために必要な一切の手段をいう。 | 「施工方法等」とは、調査、設計、仮設、施工方法その他 工事目的物 を完成するために必要な一切の手段をいう。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------------|--|---|
| 7 | 用語の定義（6） | （6） 「募集要項等」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。 | 追加 |
| 8 | 用語の定義（7）乃至（15） | 以下、号番号の繰り下げ。 | |
| 9 | 用語の定義（7） | （7） 「要求水準書」とは、令和3年7月21日付け「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準書」及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面をいう。 | （6） 「要求水準書」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。 |
| 10 | 用語の定義（8） | （8） 「契約書等」とは、本契約、募集要項等、提案書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。 | （7） 「契約書等」とは、本契約、提案書、要求水準書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。 |
| 11 | 用語の定義（13） | （13） 「試運転」とは、整備対象施設の単体試験及び総合試運転をいう。 | （12） 「試運転」とは、本施設の単体試験及び総合試運転をいう。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|--|
| 12 | 第1条第1項 | <p>発注者及び受注者は、本契約書に基づき、募集要項等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。本契約書、募集要項等及び提案書の間には齟齬がある場合、本契約書、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約書、募集要項等又は提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書に優先するものとする。</p> | <p>発注者及び受注者は、本契約書に基づき、募集要項等及び技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書、募集要項等及び技術提案書を内容とする工事の請負契約をいう。以下に同じ。）を履行しなければならない。本契約、募集要項等及び技術提案書の間には齟齬がある場合、本契約、募集要項等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は技術提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。</p> |
| 13 | 第1条第2項 | <p>受注者は、本契約書記載の工事を本契約書記載の工期内に完成し、整備対象施設を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。</p> | <p>受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。</p> |
| 14 | 第1条第3項 | <p>調査、設計、仮設、施工方法その他整備対象施設を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約書及び募集要項等、技術提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。</p> | <p>調査、設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約書及び募集要項等、技術提案書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。</p> |
| 15 | 第1条第11項 | <p>本契約に係る訴訟（但し、第77条及び第78条では解決できない紛争に限る。）については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p> | <p>本契約に係る訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所発注者の業務場所を管轄する地方裁判所とする。</p> |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|--|
| 16 | 第1条第14項 | 削除 (これに伴い、第15項及び第16項繰り上げ。) | 14 受注者は、本契約の履行にあたり知り得た発注者の業務上及び技術上に係わる事項を、第三者に漏洩してはならない。 |
| 17 | 第3条第1項 | 本業務について、受注者のなすべき義務の履行に関するすべての費用は、請負代金及び本契約において定められている発注者が負担すべきその他の費用を除き、受注者が負担する。 | 本事業について、受注者のなすべき義務の履行に関するすべての費用は、請負代金及び本契約において定められている発注者が負担すべきその他の費用を除き、受注者が負担する。 |
| 18 | 第7条第1項 | 受注者は、本契約書締結後5日以内に要求水準書に基づいて、工事工程表（以下「工程表」という。）を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。 | 受注者は、本契約締結後5日以内に要求水準書に基づいて、工事工程表（以下「工程表」という。）を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。 |
| 19 | 第7条第2項 | 受注者は、本契約を変更する場合には、変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。 | 受注者は、請負契約を変更する場合には、変更後の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。 |
| 20 | 第8条第1項 | 受注者は、本契約書の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 | 受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 |
| 21 | 第9条第2項 | 受注者は、整備対象施設、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第23条第2項の規定による検査に合格したもの及び第53条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 | 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第23条第2項の規定による検査に合格したもの及び第53条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|--|--|
| 22 | 第11条第1項 | 受注者が結成する〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇設計建設共同事業体の代表企業又は構成企業のいずれかが、他の法人との合併又は 会社分割等の組織再編 により消滅したときは、 再編 後の法人は、効力が生じた日から30日以内に、 本契約 による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出しなければならない。 | 受注者が結成する〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇設計建設共同事業体の代表企業又は構成企業のいずれかが、他の法人との合併により消滅したときは、 当該合併 後の法人は、 当該合併 の効力が生じた日から30日以内に、 契約 による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出しなければならない。 |
| 23 | 第15条第2項 | 業務主任技術者は、本契約の履行に関し、業務の 技術上の 管理及び統括を行うほか、 請負代金額 の変更、 請負代金 の請求及び受領、第19条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 | 業務主任技術者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。 |
| 24 | 第16条第1項 | 受注者は、 要求水準書 に定めがある場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。 | 受注者は、業務主任技術者に定めがある場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。 |
| 25 | 第19条第2項 | 発注者又は監督員は、 業務主任技術者 、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 | 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 |
| 26 | 第20条 タイトル | (整備対象 施設の設計) | (本施設の設計) |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|--|
| 27 | 第20条第1項 | 受注者は、契約書等に従い、 整備対象 施設の設計を行う。 | 受注者は、契約書等に従い、本施設の設計を行う。 |
| 28 | 第20条第2項 | 受注者は、本契約等に特別の定めがある場合又は発注者の指示等若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、 整備対象 施設の設計に関するすべての責任を負う。 | 受注者は、本契約等に特別の定めがある場合又は発注者の指示等若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、本施設の設計に関するすべての責任を負う。 |
| 29 | 第20条第3項 | 発注者は、 整備対象 施設が契約書等に基づき設計されていることを確認するため、受注者に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。 | 発注者は、本施設が契約書等に基づき設計されていることを確認するため、受注者に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。 |
| 30 | 第21条第1項 | 受注者は、発注者との協議により定める日までに、契約書等に定める 整備対象 施設の設計図書等を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。 | 受注者は、発注者との協議により定める日までに、契約書等に定める本施設の設計図書等を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。 |
| 31 | 第21条第2項 | 発注者は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、設計図書等の提出の日から14日以内に受注者に対してその旨を書面にて通知しなければならない。ただし、 第31条 の規定に基づき要求水準書の変更を行う場合を除く。 | 2 発注者は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、設計図書等の提出の日から14日以内に受注者に対してその旨を書面にて通知しなければならない。ただし、 第30条 の規定に基づき要求水準書の変更を行う場合を除く。 |
| 32 | 第22条第3項 | 受注者は、設計図書等について、発注者の承諾を得ることなく他に公表してはならない。 | 受注者は、 自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、設計図書等について、著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない 発注者の承諾を得ることなく他に公表してはならない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|--|--|
| 33 | 第26条第3項 | 工事用地に、土壌汚染及び地中障害物等（遺跡等を含む。）が存在した場合、発注者は受注者の請求により、これらの除去、代替地の確保等必要な措置を講じるものとする。 | 受注者は 、工事用地に、土壌汚染及び地中障害物等（遺跡等を含む。）が存在した場合、発注者は受注者の請求により、これらの除去、代替地の確保等必要な措置を講じるものとする。 |
| 34 | 第30条4項（2） | 第1項第3号又は第4号に該当し要求水準書を変更する場合で 整備対象施設 の変更を伴うものは、発注者が行う。 | 第1項第3号又は第4号に該当し要求水準書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。 |
| 35 | 第30条4項（3） | 第1項第3号又は第4号に該当し要求水準書を変更する場合で 整備対象施設 の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。 | 第1項第3号又は第4号に該当し要求水準書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。 |
| 36 | 第32条第1項 | 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより 整備対象施設 等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 | 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 |
| 37 | 第34条2項 | 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長するものとする。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による ときは 、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 | 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長するものとする。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|---|
| 38 | 第37条第1項 | 発注者又は受注者は、請負代金額の変更を行うことについてやむを得ない事情があるときは、その相手方に対し、書面で、請負代金額変更の協議申入れを行うことができる。この場合において、請負代金額の変更は、発注者と受注者との協議において定めるものとし、協議開始の日から7日以内に協議が整わないときは、発注者において定め、受注者に対し書面にて通知するものとする。 | 発注者又は受注者は、請負代金額の変更を行うことについてやむを得ない事情があるときは、その相手方に対し、書面で、請負代金額変更の協議申入れを行うことができる。この場合において、請負代金額の変更は、発注者と受注者との協議において定めるものとし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者において定め、受注者に対し書面にて通知するものとする。 |
| 39 | 第38条第3項 | 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 | 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 |
| 40 | 第38条第7項 | 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定めるが、原則として、変更額は、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の100分の1の相当する金額を超える額とする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 | 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 |
| 41 | 第38条第8項 | 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 | 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 42 | 第39条第1項 | 本契約書締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って本事業を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき（税制度の変更を含む。）は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。 | 本契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って本事業を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき（税制度の変更を含む。）は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。 |
| 43 | 第40条第1項 | 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令等の変更に対応するため、速やかに本契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。 | 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令等の変更に対応するため、速やかに契約の変更、追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。 |
| 44 | 第42条第1項 | 整備対象施設の引渡し前に、整備対象施設又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第44条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第75条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 | 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第44条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第75条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。 |
| 45 | 第44条第1項 | 整備対象施設の引渡し前に、不可抗力（天災等について要求水準書及び設計図書で基準を定めたものにおいては、当該基準を超えるものに限る。以下この条において同じ）により、整備対象施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 | 工事目的物の引渡し前に、不可抗力（天災等について要求水準書及び設計図書で基準を定めたものにおいては、当該基準を超えるものに限る。以下この条において同じ）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-------------|--|--|
| 46 | 第4.4条第4項 | <p>発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（整備対象施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第2.3条第2項、第2.4条第1項若しくは第2項又は第5.3条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> | <p>発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第2.3条第2項、第2.4条第1項若しくは第2項又は第5.3条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> |
| 47 | 第4.4条第5項（1） | <p>整備対象施設に関する損害 損害を受けた整備対象施設に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> | <p>工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> |
| 48 | 第4.4条第5項（3） | <p>仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における整備対象施設に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> | <p>仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 49 | 第44条第7項 | 削除 | 7 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 |
| 50 | 第45条第2項 | 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書及び設計図書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 整備対象施設 を最小限度破壊して検査することができる。 | 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書及び設計図書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。 |
| 51 | 第45条第3項 | 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 整備対象施設 を最小限度破壊して検査することができる。 | 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、 発注者が別に定めるところにより 、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。 |
| 52 | 第45条第5項 | 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が 整備対象施設 の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物整備対象施設の引渡しを受けなければならない。 | 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物整備対象施設の引渡しを受けなければならない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 53 | 第46条第6項 | 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該 整備対象施設 の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。 | 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。 |
| 54 | 第49条第1項 | 発注者は、第45条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、 整備対象施設 の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 | 発注者は、第45条第5項又は第6項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。 |
| 55 | 第49条第3項 | 発注者は、第1項の規定により 整備対象施設 の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 | 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 |
| 56 | 第51条第1項 | 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金及び中間前払金に追加してさらに前払金及び中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 | 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金及び中間前払金に追加してさらに前払金及び中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金及び中間前払金に追加してさらに前払金及び中間前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 57 | 第53条第1項 | <p>受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第23条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求の回数は、第57条第3項に定めるところによる。</p> | <p>受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第23条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求の回数は、別表に定めるところによる。</p> |
| 58 | 第53条第2項 | <p>受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。なお、受注者は、出来形部分については、出来形報告書を作成の上、発注者に提出しなければならない。</p> | <p>受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。</p> |
| 59 | 第54条第1項 | <p>整備対象施設について、発注者が要求水準書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第45条「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「整備対象施設」とあるのは「指定部分に係る整備対象施設」と、同条第6項及び第48条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> | <p>工事目的物について、発注者が要求水準書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第45条「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第48条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p> |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|--|--|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--|-------|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|-------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
| 60 | 第55条第1項 | <p>本契約は、債務負担行為（地方自治法第214条）及び継続費（地方自治法第212条）に係る契約であり、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>令和5年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> </table> | 令和5年度 | , | , | 円 | 令和6年度 | , | , | 円 | 令和7年度 | , | , | 円 | 令和8年度 | , | , | 円 | 令和9年度 | , | , | 円 | 令和10年度 | , | , | 円 | 令和11年度 | , | , | 円 | <p>債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr><td>令和5年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> <tr><td>令和11年度</td><td>,</td><td>,</td><td>円</td></tr> </table> | 令和5年度 | , | , | 円 | 令和6年度 | , | , | 円 | 令和7年度 | , | , | 円 | 令和8年度 | , | , | 円 | 令和9年度 | , | , | 円 | 令和10年度 | , | , | 円 | 令和11年度 | , | , | 円 |
| 令和5年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和7年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和9年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和10年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和11年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和5年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和6年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和7年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和9年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和10年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和11年度 | , | , | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 第56条第1項 | <p>本契約は債務負担行為及び継続費に係る契約であるため、前金払及び中間前金払については、第50条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第51条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第53条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。</p> | <p>債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前金払については、第50条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第51条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第53条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|---|--|
| 62 | 第57条第1項 | 本契約は債務負担行為及び継続費に係る契約であるため、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。 | 債務負担行為及び継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。 |
| 63 | 第60条第1項 | 発注者は、引き渡された整備対象施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。 | 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。 |
| 64 | 第60条第3項（3） | 整備対象施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしない | 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないとその時期を経過したとき。 |
| 65 | 第63条第1項（5） | 正当な理由なく、第60条第1項の履行の追完がなされないとき。 | 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。 |
| 66 | 第64条第1項（4） | 引き渡された整備対象施設に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。 | 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。 |
| 67 | 第71条第1項（2） | この整備対象施設に契約不適合があるとき。 | この工事目的物に契約不適合があるとき。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|---|--|
| 68 | 第71条第1項(3) | 第63条、第64条又は第66条の規定により、 整備対象施設 の完成後に本契約が解除されたとき。 | 第63条、第64条又は第66条の規定により、工事目的物の完成後に本契約が解除されたとき。 |
| 69 | 第71条第2項(1) | 第63条、第64条又は第66条の規定により 整備対象施設 の完成前に本契約が解除されたとき。 | 第63条、第64条又は第66条の規定により工事目的物の完成前に本契約が解除されたとき。 |
| 70 | 第71条第2項(2) | 整備対象施設 の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき | 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき |
| 71 | 第73条第1項 | 発注者は、引き渡された 整備対象施設 に関し、第45条第5項又は第6項（第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 10年 以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 | 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第45条第5項又は第6項（第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2年 以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。 |
| 72 | 第73条第8項 | 発注者は、 整備対象施設 の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 | 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|--|--|
| 73 | 第73条第9項 | 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、 整備対象施設 のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。 | 本契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。 |
| 74 | 第73条第10項 | 引き渡された 整備対象施設 の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 | 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 |
| 75 | 第74条 タイトル | （独占禁止法等違反があった場合の違約金） | （賠償の予定） |
| 76 | 第74条1項本文 | 受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を、 損害賠償金及び第71条第2項記載の違約金とは別途、違約金 として支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。 | 受注者が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。 |

設計建設業務請負契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 77 | 第75条第1項 | 受注者は、 整備対象施設 及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。 | 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を 要求水準書に定めるところにより 火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。 |
| 78 | 第75条第3項 | 受注者は、 整備対象施設 及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 | 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|--|---|
| 1 | 4 タイトル | 委託料金額 | 請負代金額 |
| 2 | 契約書冒頭結語 | 上記の業務について（以下省略） | 上記の契約について（以下省略） |
| 3 | （発注者） | 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 小山市 代表者 小山市水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 印 | ●●●小山市中央町1丁目1番1号 ●●● ●●● 小山市水道事業管理者 小山市長 浅野 正富 印 |
| 4 | （目的） | 本契約は、小山市（以下「発注者」という。）が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における基本協定書及び基本契約書に基づき、【※ ここで維持管理JVの代表企業及び各構成企業を列举する】（以下、総称して「受注者」という。）が行う本業務に必要とされる事項を定める。 | 本契約は、小山市（以下「発注者」という。）が実施する若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務（以下「本業務」という。）に適用するもので、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業における基本協定書及び基本契約書に基づき、受注者が行う本業務に必要とされる事項を定める。 |
| 5 | （用語の定義）（2） | （2）「本契約」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務委託契約書（以下「本契約書」という。）並びに募集要項等及び提案書の内容とする業務の委託契約をいう。 | （2）「本契約」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る維持管理業務委託契約書をいう。 |
| 6 | （用語の定義）（3） | （3）「本施設」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書に基づき受注者が業務場所に建設する施設、設備及び備品等のすべて、及び継続利用施設、並びに場外施設一式をいう。 | （3）「本施設」とは、若木浄水場等更新整備及び維持管理事業に係る設計建設業務請負契約書に基づき受注者が工事場所に建設する施設、設備及び備品等のすべて、及び継続利用施設、並びに場外施設一式をいう。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------------------|---|---|
| 7 | (用語の定義) (5) | (5) 「募集要項等」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。 | 追加 |
| 8 | (用語の定義) (5) 乃至 (11) | 以下、号番号の繰り下げ。 | |
| 9 | (用語の定義) (6) | (6) 「要求水準書」とは、令和3年7月21日付け「若木浄水場等更新整備及び維持管理事業 要求水準書」及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面をいう。 | (5) 「要求水準書」とは、本事業の提案募集にあたり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。 |
| 10 | (用語の定義) (7) | (7) 「契約書等」とは、本契約、募集要項等、提案書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。 | (6) 「契約書等」とは、本契約、提案書、要求水準書並びに本契約締結に至るまでの発注者及び受注者が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。 |
| 11 | 第1条第1項 | 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、募集要項等及び提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。本契約、募集要項等及び提案書の間には齟齬がある場合、本契約、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、提案書が要求水準書に優先するものとする。 | 発注者及び受注者は、本契約書に基づき、募集要項等及び技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書、募集要項等及び技術提案書を内容とする業務の委託契約をいう。以下に同じ。）を履行しなければならない。本契約、募集要項等及び技術提案書の間には齟齬がある場合、本契約、募集要項等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は技術提案書の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術提案書が要求水準書に優先するものとする。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------|---|---|
| 12 | 第1条第6項 | 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。 | 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び 技術 提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。 |
| 13 | 第1条第9項 | 本契約に係る訴訟（ 但し、第61条では解決できない紛争に限る。 ）については、発注者の業務場所を管轄する 宇都宮 地方裁判所を 第一審の専属的合意管轄裁判所 とする。 | 本契約に係る訴訟については、 発注者の業務場所を管轄する 地方裁判所とする。 |
| 14 | 第1条第12項 | 削除 (これに伴い、第13項繰り上げ。) | 12 受注者は、本契約の履行にあたり知り得た発注者の業務上及び技術上に係る事項を、第三者に漏洩してはならない。 |
| 15 | 第4条 | 受注者は、 本業務 の履行にあたり、水道法、河川法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、小山市水道事業給水条例等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、 本業務 を実施する。 | 受注者は、業務の履行にあたり、水道法、河川法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、小山市水道事業給水条例等の関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、 本委託 を実施する。 |
| 16 | 第6条第1項 | 受注者は、本施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、 本業務 の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。 | 受注者は、 本件 施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、 本委託 の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。 |
| 17 | 第7条 タイトル | (業務委託 期間) | (委託業務期間) |
| 18 | 第7条 | 発注者が受注者へ 本業務 を委託する期間は、令和4年4月1日から令和17年3月31日までとする。 | 発注者が受注者へ業務を委託する期間は、令和4年4月1日から令和17年3月31日までとする。 |
| 19 | 第8条第1項 | 受注者は、発注者から 本業務 を受託するにあたり、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3第3項の規定により、水道管理業務受託者として、受託水道業務技術管理者を定める。 | 受注者は、発注者から業務を受託するにあたり、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3第3項の規定により、水道管理業務受託者として、受託水道業務技術管理者を定める。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|--|--|
| 20 | 第8条第2項 | 受注者は、受託水道業務技術管理者を定めるときは、書面によりその氏名等を提出し発注者の承諾を受けるものとする。変更した場合も同様とする。 | 受注者は、受託水道業務技術管理者を定める時は書面により、その氏名等を提出し発注者の承諾を受けるものとする。変更した場合も同様とする。 |
| 21 | 第8条第3項 | 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を統括する責任者として、 本業務 の遂行を管理する。 | 受託水道業務技術管理者は、技術上の業務を統括する責任者として、業務の遂行を管理する。 |
| 22 | 第9条第1項 | 受注者は、 本業務 を実施するため、業務責任者並びに業務従事者を定め、発注者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。 | 受注者は、業務を実施するため、業務責任者並びに業務従事者を定め、発注者に通知するものとする。また、その者を変更したときも同様とする。 |
| 23 | 第9条第2項 | 2 業務責任者は、水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理の実務経験を有しているほか、本施設に常駐し、 本業務 受託における責任者として、業務従事者を指揮監督し 本業務 の実施を総括するものとする。なお、業務責任者は、受託水道業務技術管理者をもって充てることができる。 | 2 業務責任者は、水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理の実務経験を有しているほか、 本件 施設に常駐し、 本委託 における責任者として、業務従事者を指揮監督し業務の実施を総括するものとする。なお、業務責任者は、受託水道業務技術管理者をもって充てることができる。 |
| 24 | 第9条第3項 | 受注者は、業務従事者について、 本業務と類似する 維持管理業務に関して、実務経験を有している者を複数名従事させることとする。 | 受注者は、業務従事者について、維持管理業務に関して、実務経験を有している者を複数名従事させることとする。 |
| 25 | 第10条第1項 | 発注者は、 本業務 委託を監督するとともに、受注者との連絡・協議にあたるため、監督職員を定める。 | 発注者は、 本委託 を監督するとともに、受注者との連絡・協議にあたるため、監督職員を定める。 |
| 26 | 第10条第3項（1） | 本契約 の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する回答 | 契約の内容に関する受注者の確認の申し出又は質問に対する回答 |
| 27 | 第10条第3項（2） | 本契約 の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議 | 契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|---|
| 28 | 第10条第5項 | 本契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行うものとする。 | 契約に定める書面の提出及び受領は、監督職員により行うものとする。 |
| 29 | 第11条 | 受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 | 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、その一部について、あらかじめ書面によって発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 |
| 30 | 第12条第1項 | 発注者及び受注者は、業務準備期間終了日（令和4年3月31日）までの間に、本施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会のうえ、確認するものとする。 | 発注者及び受注者は、業務準備期間終了日（令和4年3月31日）までの間に、本件施設等の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会のうえ、確認するものとする。 |
| 31 | 第12条第2項 | 受注者が本業務を遂行するにあたり、発注者は本施設に受注者の現場事務所を確保し、受注者に使用させるものとする。 | 受注者が業務を遂行するにあたり、発注者は本件施設に受注者の現場事務所を確保し、受注者に使用させるものとする。 |
| 32 | 第12条第3項 | 本契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による本業務遂行にあたって必要な施設、機材、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。 | 契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は受注者による業務遂行にあたって必要な施設、機材、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給する。 |
| 33 | 第12条第4項 | 発注者は、本施設について、本業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。 | 発注者は、本件施設について、業務を安全に行うために必要な措置を講じるものとする。 |
| 34 | 第12条第5項 | 受注者は、本施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管する。 | 受注者は、本件施設について、善良なる管理者の注意をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは保管する。 |
| 35 | 第13条第1項 | 本業務実施に際し、第12条第3項の規定により発注者が受注者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。 | 委託業務実施に際し、第12条第3項の規定により発注者が受注者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|---|---|
| 36 | 第13条第5項 | 受注者は、 本契約 の定めるところにより、 本業務 の完了、 本契約 の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還する。 | 受注者は、契約の定めるところにより、業務の完了、契約の解除、変更等があった場合、貸与品等を速やかに返還する。 |
| 37 | 第13条第6項 | 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は 原状 に復して返還あるいは返還に代えて損害を賠償し、その費用を負担する。 | 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は 現状 に復して返還あるいは返還に代えて損害を賠償し、その費用を負担する。 |
| 38 | 第14条 タイトル | (事業実施 計画書及び業務実施計画書の策定) | (業務履行計画書及び業務実施計画書の策定) |
| 39 | 第14条第1項 | 受注者は、 本契約書 締結後、要求水準書等に基づいて、 事業実施 計画書を作成し、発注者に提出する。 | 受注者は、契約締結後、要求水準書等に基づいて、業務履行計画書を作成し、発注者に提出する。 |
| 40 | 第14条第2項 | 発注者は、必要があると認めるときは、 事業実施 計画書の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。 | 発注者は、必要があると認めるときは、業務履行計画書の変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。 |
| 41 | 第14条第3項 | 受注者は、 事業実施 計画書に基づき、年間及び月間の業務内容を記した業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得てから 本業務 を行うものとする。 | 受注者は、業務履行計画書に基づき、年間及び月間の業務内容を記した業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得てから業務を行うものとする。 |
| 42 | 第15条第1項 | 前条の 事業実施 計画及び業務実施計画は、受注者の責任と費用により実施する。 | 前条の業務履行計画及び業務実施計画は、受注者の責任と費用により実施する。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|--|
| 43 | 第16条第1項 | 本施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本施設の修繕により本施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、受注者は発注者に対し、その旨を報告し、本施設の更新を請求することができる。 | 本件施設の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本件施設の修繕により本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理であると認められるときは、受注者は発注者に対し、その旨を報告し、施設の更新を請求することができる。 |
| 44 | 第16条第2項 | 発注者は、前項の請求があったときは、速やかに本施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知する。 | 発注者は、前項の請求があったときは、速やかに本件施設の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知する。 |
| 45 | 第16条第4項 | 第2項の調査の結果、本施設を更新すべき相当な理由があることが判明したにもかかわらず、発注者が必要な施設の更新を行わなかったため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者は、その程度に応じて、受注者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受注者に求償することができる。 | 第1項の請求があったにもかかわらず、発注者が必要な施設の更新を行わなかったため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者はその損害を賠償する責めを負う。ただし、受注者に故意又は過失がある場合には、発注者は、その程度に応じて、受注者に対して負うべき賠償を相殺し、又は第三者に対する賠償を受注者に求償することができる。 |
| 46 | 第17条第1項 | 本業務を効果的に実施するために、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。 | 業務を効果的に実施するために、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。 |
| 47 | 第17条第2項 | 本業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステム、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本施設内に設置することができる。 | 業務を効果的に実施するため、受注者は、発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により、コンピューターシステム、遠方監視制御装置や監視制御システムの導入等の必要な設備を本件施設内に設置することができる。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|---|
| 48 | 第17条第3項 | 前項の設備を設置する場合、受注者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得る。 | 前項の設備を設置する場合、受注者は、必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本施設に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承諾を得る。 |
| 49 | 第18条第2項 | 設備の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、68,000,000円（税抜）を超える修繕については、発注者の負担で実施する。なお、設備の修繕、修繕工事の実施については、原則として着手前に発注者の承諾を得るものとし、事前承諾を得られないほど緊急を要する場合には、着手後速やかに発注者の承諾を得るものとする。 | 機器・設備等の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、68,000,000円（税抜）を超える修繕については、発注者の負担で実施する。 |
| 50 | 第18条第3項 | 設備の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、それぞれ前項の金額に満たず、当該運営年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算する。 | 機器・設備等の修繕、修繕工事の実施に係る費用の年間合計が、それぞれ前項の金額に満たず、当該運営年度末に残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算する。 |
| 51 | 第19条第1項 | 受注者は、自己の責任と費用により、履行期間中において本業務実施に必要となる薬品、燃料（車両用、発電機用）、通信（施設間専用線等）、備品、消耗品等を調達し、使用量や在庫量などを管理する。なお、電力については、発注者の責任と費用により調達するものとし、使用量などの管理の支援を受注者が行うものとする。 | 受注者は、自己の責任と費用により業務期間中において業務実施に必要となる、薬品、燃料（車両用、発電機用）、通信（施設間専用線等）、備品、消耗品等を調達し、使用量や在庫量などを管理する。なお、電力については、発注者の責任と費用により調達するものとし、使用量などの管理の支援を受注者が行うものとする。 |
| 52 | 第19条第2項 | 浄水処理に使用する薬品は発注者の承諾を得たものに限るものとする。 | 浄水処理に使用する薬品は発注者の承諾を得たものとする。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|---|
| 53 | 第19条第3項 | 第13条に基づき発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務備品その他物品を調達し、使用量や在庫量などを管理する。 | 発注者から受注者に貸与されるものを除き、受注者は、自己の責任と費用により、業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務備品その他物品を調達し、使用量や在庫量などを管理する。 |
| 54 | 第20条第1項 | 受注者は、発注者に対し、履行期間を通じ要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。 | 受注者は、発注者に対し、業務期間を通じ要求水準書等に定める供給水量、水質及びその他の性能を保証する。 |
| 55 | 第23条第2項 | 前項における受注者の協力が本業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、発注者がこれを負担する。 | 前項における受注者の協力が業務の範囲外である場合に、追加費用が生じたときは、発注者がこれを負担する。 |
| 56 | 第25条第1項 | 受注者は、本契約の履行に関する記録等を作成・整理し、常時、本施設に備えなければならない。 | 受注者は、契約の履行に関する記録等を作成・整理し、常時、本件施設に備えなければならない。 |
| 57 | 第25条第2項 | 前項の場合において、受注者は、作成した業務記録を履行期間終了時まで保管し、履行期間終了時に発注者にこれを全て引き渡すものとする。 | 前項の場合において、受注者は、作成した業務記録を業務期間終了時まで保管し、業務期間終了時に発注者にこれを全て引き渡すものとする。 |
| 58 | 第26条第1項 | 受注者は、本契約の履行にあたり、業務品質向上のためセルフモニタリングを実施するものとする。 | 受注者は、契約の履行にあたり、業務品質向上のためセルフモニタリングを実施するものとする。 |
| 59 | 第28条第1項 | 発注者は、履行期間中、自己の費用により、受注者が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次項の定めるところにより本業務の実施状況を確認する。 | 発注者は、履行期間中、自己の費用により、受注者が実施する業務の質及び内容を確保するため、次項の定めるところにより業務の実施状況を確認する。 |
| 60 | 第28条第2項 | 発注者は、前条に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いのうえ、書類検査及び現地検査により、本業務の実施状況を確認する。 | 発注者は、前条に規定する業務報告書に基づき、受注者の立会いのうえ、書類検査及び現地検査により、委託業務の実施状況を確認する。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|--|
| 61 | 第31条第1項 | 前条に基づき変更又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに、要求水準書等に定める水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対し、業務責任者等の交代を要求することができる。 | 再度の改善計画書に定める期日までに、要求水準書等に定める水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対し、業務責任者等の交代を要求することができる。 |
| 62 | 第32条第1項 | 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第11条の規定により受注者から本業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 | 発注者は、業務責任者又は受注者の使用人若しくは第11条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 |
| 63 | 第33条第1項 | 受注者は、履行期間中、毎月及び毎年度の業務が完了したときは、速やかに業務完了届及び第27条第2項及び第3項に基づく業務報告書を発注者に提出するものとする。 | 受注者は、履行期間中、毎月及び毎年度の業務が完了したときは、速やかに業務完了届及び業務報告書を発注者に提出するものとする。 |
| 64 | 第34条第2項 | 前項の委託料は、各会計年度の委託料を12で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。 | 前項の委託料は、各会計年度の委託料を履行期間12か月で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し支払うものとする。 |
| 65 | 第35条第1項 | 配水量や原水水質の変動等によりユーティリティ使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、発注者又は受注者は、委託料の額の変更を請求することができ、発注者及び受注者の協議により変更を決する。 | 配水量や原水水質の変動等によりユーティリティ使用量が変動し、掛かる費用が大きく増減した場合、発注者又は受注者は、委託料の額の変更を請求することができる。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|---|---|
| 66 | 第36条第3項 | 3 発注者又は受注者は、前2項の規定による請求があったときは、変動前委託料（委託料金額から当該請求時の既履行分の委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後委託料（変動後の物価指数等を基礎として算出した変動前委託料に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前委託料の100分の1を超える額につき、委託料金額の変更に応じなければならない。 | 追加 |
| 67 | 第36条第4項 | 4 変動前委託料及び変動後委託料は、請求時を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 | 追加 |
| 68 | 第36条第5項 | 5 第1項及び第2項の規定による請求は、この条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。 | 追加 |
| 69 | 第36条第6項 | 6 第4項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第2項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 | 追加 |
| 70 | 第37条第1項 | 再度の改善計画書（第31条で定義されたもの）に定める期日までに当該水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。 | 第30条に基づき、変更又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」という。）に定める期日までに当該水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。 |
| 71 | 第39条 タイトル | （履行期間終了時の施設の確認） | （契約期間終了時の施設の確認） |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 72 | 第39条第1項 | 本契約が終了するときは、発注者及び受注者の双方が立会いの上、本施設について、第12条第1項に基づき確認した内容と相違がないことを確認する。 | 契約が終了するときは、発注者及び受注者の双方が立会いの上、本件施設について、第12条第1項に基づき確認した内容と相違がないことを確認する。 |
| 73 | 第39条第2項 | 前項の確認の結果、本施設の内容との相違があるときは、受注者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。 | 前項の確認の結果、本件施設の内容との相違があるときは、受注者は、自己の責任と費用により必要な補修を行わなければならない。ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合及び発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。 |
| 74 | 第40条第1項 | 発注者は、履行期間終了の日から3か月経過までの間に、受注者の責に起因して本施設の内容に損害が生じた場合、受注者に対して補修を請求することができる。 | 発注者は、履行期間終了の日から3か月経過までの間に、受注者の責に起因して本件施設の内容に損害が生じた場合、受注者に対して補修を請求することができる。 |
| 75 | 第41条第1項 | 履行期間が終了したとき、又は第43条又は第44条の規定により契約が解除されたときは、受注者は発注者の指定する者に、本委託に係る業務引継を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 （1） 指導の必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めたとき。 （2） 発注者が指導の必要がないと認めたとき。 | 業務が終了したとき、又は第44条及び第45条の規定により契約が解除されたときは、受注者は発注者の指定する者に、本委託に係る業務引継を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 （1） 指導の必要がない事由を受注者が書面で提出し、これを発注者が認めたとき。 （2） 発注者が指導の必要がないと認めたとき。 |
| 76 | 第42条第1項 | 本契約が終了したときは、受注者は自己の責任と費用により、速やかに第17条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。 | この契約が終了したときは、受注者は自己の責任と費用により、速やかに第17条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は、設置した設備を撤去する。ただし、発注者が受注者に対し、別段の指示を行った場合はこの限りではない。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|--|
| 77 | 第43条第1項 | <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本業務に着手すべき時期を過ぎても本業務に着手できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 受注者の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受注者が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。</p> <p>(3) 発注者が受注者に対して、第37条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった当該水準の未達が是正されないとき。</p> <p>(4) 受注者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。</p> <p>(5) 前号に規定するもののほか、受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>(6) 受注者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続きについて取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされたとき。</p> <p>(7) 受注者が、自ら業務を放棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。</p> <p>(8) 受注者が、本契約に基づく義務に著しく違反したとき。</p> | <p>発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に対して書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者の責に帰すべき事由により、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手できないとき、又はその見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>(2) 受注者の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受注者が水道水の供給の一部又は全部を行わないとき。</p> <p>(3) 発注者が受注者に対して、第37条第1項の規定に基づき、委託料の支払停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった当該水準の未達が是正されないとき。</p> <p>(4) 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。</p> <p>(5) 前号に規定するもののほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>(6) 受注者が、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算のいずれかの手続きについて取締役会でその申立等を決議したとき、又は第三者によってその申立がなされたとき。</p> <p>(7) 受注者が、自ら業務を放棄し、10日間以上にわたりその状態が継続したとき。</p> <p>(8) 受注者が、この契約に基づく義務に著しく違反したとき。</p> |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 78 | 第43条第2項 | 発注者は、前項の規定により 本契約 を解除したときは、 本業務 の既成部分を検査し、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を支払うものとする。 | 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の既成部分を検査し、当該検査に合格した既成部分に相応する委託料を支払うものとする。 |
| 79 | 第43条第3項 | 発注者は、第1項の規定により 本契約 を解除したときは、受注者に対して残存契約期間に対応する委託料の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。 | 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に対して残存契約期間に対応する委託料の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。 |
| 80 | 第43条第4項 | 受注者は、第1項の規定により 本契約 が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が発注者にあるときは、その差額を発注者に賠償しなければならない。 | 受注者は、第1項の規定により契約が解除された場合において、前項に規定する違約金を上回る損害が発注者にあるときは、その差額を発注者に賠償しなければならない。 |
| 81 | 第43条第5項 | 受注者は、第1項の規定により 本契約 を解除されたときは、発注者に対してその損失の補償を請求することができない。 | 受注者は、第1項の規定により この契約 を解除されたときは、発注者に対してその損失の補償を請求することができない。 |
| 82 | 第44条第1項 | 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対して書面により通知したうえで、 本契約 を解除することができる。 (1) 発注者が、 本契約 に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、 正当な理由なくして 第34条第3項に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。 (2) 発注者が、 本契約 に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。 (3) 発注者の責に帰すべき事由により、 本契約 の履行が不能となったとき。 | 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対して書面により通知したうえで、この契約を解除することができる。 (1) 発注者が、この契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第34条第3項に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託料を支払わないとき。 (2) 発注者が、この契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。 (3) 発注者の責に帰すべき事由により、この契約の履行が不能となったとき。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|--|
| 83 | 第44条第2項 | 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合には、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。 | 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合には、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。 |
| 84 | 第45条第1項 | 削除 (※これに伴い、次条以下、繰り上げ。) | 受注者の責に帰すべき事由により、本業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第3項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。）については、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた業務履行に係る損害（要求水準書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下同じ。）については、発注者が負担するものとする。 |
| 85 | 第46条第1項 | 削除 (※これに伴い、次条以下、繰り上げ。) | 発注者及び受注者は、業務の実施に際して発注者及び受注者がそれぞれの責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、法律上責任を負うべきもので、かつ、その帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、その損害を賠償するものとする。また、業務の実施に際して第三者に損害を与えたときも同様とする。 |
| 86 | 第46条第2項 | 削除 (※これに伴い、次条以下、繰り上げ。) | 発注者又は受注者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。 |
| 87 | 第46条第3項 | 削除 (※これに伴い、次条以下、繰り上げ。) | 発注者又は受注者が、第三者と和解等する場合は、相手方の承諾を得なければならない。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|-----------|---|--|
| 88 | 第47条第1項 | 受注者は、 履行 期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他の必要な保険を付保するものとする。 | 受注者は、契約期間中、自己の費用により、第三者を対象とした水道賠償責任保険、その他の必要な保険を付保するものとする。 |
| 89 | 第48条 タイトル | (損害賠償) | (故意又は過失による 損害賠償) |
| 90 | 第48条第1項 | 本業務 の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた業務の履行に係る損害（前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。 | 業務の履行において生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第2項及び第3項に規定する損害を除く。以下本条において「業務履行に係る損害」という。前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた業務の履行に係る損害（前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。 |
| 91 | 第48条第2項 | 本業務 を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 | 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。 |
| 92 | 第48条第3項 | 前項の規定にかかわらず、 第三者に対する 賠償額（前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責に帰すべき事由がある こと を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。 | 前項の規定にかかわらず、賠償額（前条により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の責に帰すべき事由がある事を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|--|--|
| 93 | 第48条第4項 | 前2項に規定する場合その他 本業務 を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。 発注者又は受注者が、第三者から損害賠償請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。 | 前2項に規定する場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。 |
| 94 | 第49条第1項 | 本契約書締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき（税制度の変更を含む。）は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。 | 本契約締結日以降に法令等が変更されたことにより、本契約に従って業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき（税制度の変更を含む。）は、受注者は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。 |
| 95 | 第51条第1項 | 不可抗力（天災等について要求水準書等で定めたもの にあつては、当該規定を超えるものに限る。 以下この条において同じ。） により、 本契約に従って本業務 を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知 しなければならない。 | 暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象（要求水準書等で定めたものにあつては、当該規定を超えるものに限る。）であつて、発注者受注者双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。） により、契約に従って業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は当該実施のために追加費用が発生するとき、受注者はその内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに発注者に通知する。 |
| 96 | 第51条第2項 | 発注者及び受注者は、前項の規定により、 本契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。 | 発注者及び受注者は、前項の規定により、この契約の履行不能及び追加費用の発生が確認されたときは、損害を最小限にとどめるよう努力する。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|--|---|
| 97 | 第5 1 条第3 項 | 3 発注者は、第1 項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくもの及び第4 7 条により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならぬ。 | 発注者は、第1 項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくもの及び第4 9 条により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知する。 |
| 98 | 第5 1 条第5 項 | 発注者は前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第7 項において「損害合計額」という。）のうち委託料金額の100分の1を超える額を負担しなければならぬ。 | 発注者は前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、発注者及び受注者の協議の上で支払うものとする。 |
| 99 | 第5 1 条第6 項 | 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「委託料金額の100分の1を超える額」とあるのは「委託料金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。 | 追加 |
| 100 | 第5 2 条第1 項 | 本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、発注者は受注者と協議のうえ、本契約を解除することができる。 | この契約の締結後における不可抗力により、発注者が業務の継続が困難と判断した場合、又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、発注者は受注者と協議のうえ、この契約を解除することができる。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|--|
| 101 | 第52条第2項 | 前項の規定により、 本 契約を解除する場合は、発注者は受注者に対して、 履行 期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について発注者及び受注者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、発注者及び受注者の協議を行った上で定めるものとする。 | 前項の規定により、この契約を解除する場合は、発注者は受注者に対して、業務期間の終了日までの委託料のうち、未払の委託料について発注者及び受注者の協議に基づき一定の減額を行ったうえで支払うものとする。この場合における委託料の支払い手続きは、発注者及び受注者の協議を行った上で定めるものとする。 |
| 102 | 第56条第1項 | 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、 本 業務内容の変更を申し出ることができる。 | 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、業務内容の変更を申し出ることができる。 |
| 103 | 第56条第2項 | 発注者及び受注者の両者が書面により合意した場合にのみ、 本 契約内容の変更を行えるものとする。 | 発注者及び受注者の両者が書面により合意した場合にのみ、契約内容の変更を行えるものとする。 |
| 104 | 第57条第1項 | 受注者は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、 本 契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。 | 受注者は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、この契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。 |
| 105 | 第57条第2項 | 受注者は、本施設について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。 | 受注者は、 本件 施設について、第三者に対して譲渡し、若しくは貸与し、又は担保の目的としてはならない。 |
| 106 | 第58条第1項 | 本 業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は、当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払は免除されるものとする。 | 業務の実施にあたって使用する著作物の著作権は、当事者に帰属するものとし、当事者が事前に承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払は免除されるものとする。 |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|---------|---|---|
| 107 | 第59条第1項 | <p>本契約に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とし、発注者は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税を負担するほかは、本契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。</p> | <p>契約に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とし、発注者は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税を負担するほかは、契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。</p> |
| 108 | 第59条第2項 | <p>本契約書締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、本契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。</p> | <p>本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、本契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。</p> |
| 109 | 第61条第1項 | <p>本契約の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合、その他本契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。</p> | <p>この約款の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場合、その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者で折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。</p> |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|------------|--|--|
| 110 | 第6 1 条第2 項 | <p>前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実績に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務に関する紛争については、第3 2 条第2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2 項若しくは第4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1 項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。</p> <p>(※これに伴い、次項の繰り上げ。)</p> | <p>前項の規定にかかわらず、業務6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、募集要項等及び技術提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4 年法律第51号）に定めるものとする。</p> <p>3 責任者の業務の実績に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務に関する紛争については、第3 2 条第2 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4 項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2 項若しくは第4 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1 項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。</p> |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------|--|---|
| 111 | 第6 2条第1項 | <p>発注者は、第4 3条第1項の規定によるほか、本事業に関して受注者が次の号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(4) 受注者が、他のプロポーザル参加者と共同して契約すべき者又は契約金額を決定したことを認めたとき。</p> | <p>発注者は、第4 3条第1項の規定によるほか、本事業に関して受注者が次の号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。</p> <p>(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。</p> <p>(4) 受注者が、他のプロポーザル参加者と共同して契約すべき者又は契約金額を決定したことを認めたとき。</p> |

維持管理業務委託契約書（案）（第1回変更版）変更対比表

| No. | 対象箇所 | 変更後 | 当初 |
|-----|----------|--|--|
| 112 | 第6 2条第2項 | 2 前項の規定により発注者が 本契約 を解除するか否かにかかわらず、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を 違約金 として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 | 2 前項の規定により発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 |
| 113 | 第6 3条第1項 | 本契約 に おいて書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 | 本契約おいて書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。 |